

## インドにおける最近のカルテル執行

2021年9月29日(水) 15:00~17:00

講師：ベーカー&マッケンジー法律事務所 パートナー弁護士 井上 朗 氏

### 1. インド競争法におけるカルテル規制

#### (1) 法的枠組み

①現在のインド競争法：2002年競争法

- ・2003年1月13日：施行
- ・2009年5月20日：反競争的協定の禁止、支配的地位濫用の禁止条項が発効
- ・2011年6月1日：企業結合規制条項が発効

②執行機関：インド競争委員会（Competition Commission of India：CCI）

③カルテル規制：競争法第3条1項

#### Section 3. (1)

No **enterprise** or association of enterprises or person or association of persons shall enter into any **agreement** in respect of production, supply, distribution, storage, acquisition or control of goods or provision of services, which causes or is likely to cause an **appreciable adverse effect** on competition within India.

“agreement”の定義は、競争法第2条(b)にあるが、明示又は黙示の合意、共同行為（但し、情報交換行為そのものの摘発は慎重）、正式又は非公式合意並びに法的拘束力の有無に拘わらない。

“enterprise”は、single economic unit、持株比率の数値基準はない。

“appreciable adverse effect”の举证責任は競争委員会。カルテルについては効果推定。

インド国外のカルテルについては効果推定しない。

市場占有率の小さな事業者間の合意については appreciable adverse effect を認定しない場合もある。

④ジョイントベンチャーの例外：競争法第3条3項

⑤垂直的制限：競争法第3条4項

⑥時効はないが、2009年5月20日以前の合意については執行しない。

⑦排除措置命令：競争法第27条(a)

⑧制裁金賦課決定：競争法第27条(b)

過去3年の関連売上額平均の10%が上限。カルテルについては、利益の3倍又は売上額の10%のいずれか高い方が上限である。個人も同一の上限額。

⑨協定変更命令：競争法第27条(d)

⑩順法措置命令：競争法第27条(e)

⑫その他の方法：競争法第 27 条（g）

（2）リニエンシーの枠組み

- ①減免率：最初の申請者 100%まで、2 番目の申請者 50%まで、3 番目以下（2017 年改正で制限なし）の申請者 30%まで。
- ②時期：事務局長が委員会に調査結果を報告するまでに申請する。
- ③証拠要件：完全で申請且つ違反行為に関して意味ある情報の開示
- ④手続要件：カルテルへの参加停止、カルテル立証に資する証拠改竄等をしないこと
- ⑤マーカ制度：口頭、メール、FAX により申請順位を確保。マーカ申請日から 15 日以内で競争委員会が指定する日までに情報提供しない場合は、マーカ順位失効。
- ⑦減免率の判断要素：申請時期、委員会既有証拠の程度、申請者提出証拠の内容、事案全体の事実及び状況
- ⑧守秘義務：法令に定める守秘義務、申請者が公開に同意した場合、申請者より公開された場合を除き、委員会はリニエンシー申請事実及び内容について守秘義務を負う。

（3）手続的枠組み

①予備調査

- ・競争法第 19 条による。
- ・委員会は **Prima Facie** の（一応の）立証について判断する。
- ・もし立証有（疎明が足りている）の場合、委員会は事務局長に調査を指示する。

②正式調査

- ・事務局長による報告書作成する。
- ・立入検査可能。但し、証拠隠滅が疑われる場合に限定される。
- ・委員会の調査指示から 60 日以内が原則であるが調査期間の延長可能。
- ・報告書の副本を政府又は被疑事業者に交付。意見申述の機会付与。

③最終判断

- ・被疑事業者に対して出頭を命じ、訊問を行う。
- ・反論の機会を与えるもの。

④行政命令

- ・競争委員会において違反認定をする場合、行政命令を発する。事前通知はない。

2. 最近のカルテル事例

（1）防振ゴム及び自動車用ホースカルテル事件（Suo Motu Case No.01 of 2016）

①事実関係

日本 OEM からの RFQ に対して日本部品メーカー数社が防振ゴムと自動車用ホースについてカルテルを行った。日本部品メーカーのインド子会社の関与は不明。

②経緯

2016年1月6日：委員会は事務局長に調査報告書作成を指示。

2019年11月26日：事務局長は報告書提出。

2020年2月26日：委員会決定。

③決定内容

防振ゴム及び自動車用ホースいずれについても価格情報交換を認定した。

日本国内における情報交換行為によるインド国内における appreciable adverse effect は認定できず、競争法第3条違反はないとした。

対象製品	対象事業者	措置
防振ゴム	ブリヂストン、住友理工、東海自動車部品インド、東洋ゴム、山下ゴム、丸五ゴム、北辰化学工業	違反なし
自動車ホース	住友理工、東海インペリアルラバーインド、帝都ゴム、鬼怒川ゴム、十川ゴム、豊田合成、大栄産業会社	違反なし

(2) 電動パワーステアリングカルテル事件 (Suo Motu Case No.07(01) of 2014)

①事実関係

電動パワーステアリング日本部品メーカー2社がインド子会社を通じてインド自動車メーカー向けの電動パワーステアリングでカルテルを行った。

②経緯

？：NSKそしてJTEKTがリニエンシー申請

2014年9月14日：委員会は事務局長に調査及び報告書作成指示。

2018年10月10日：事務局長は報告書提出。

2019年2月12日：委員会は聴聞を実施。

2019年8月9日：委員会決定。

③決定内容

リニエンシー第1位申請者のNSKは全額免除、同社従業員8名も全額免除。

リニエンシー第2申請者のJTEKTは半額免除で制裁金1億7073万1443ルピー、同社従業員7名も半額免除で制裁金総額313万8100ルピー。

対象事業者	減額措置	制裁金 (ルピー)	対象従業員数	減額措置	制裁金総額 (ルピー)
NSK/ 同インド子会社	100%	なし	8名	100%	なし
JTEKT/ 同インド子会社	50%	170,731,443	7名	50%	3,138,100

(3) 亜鉛化炭素乾電池カルテル事件 (Suo Motu No.02 of 2016)

①事実関係

パナソニックインド、インドナショナル、エバーレディインドがインド乾電池事業者団体の会合を通じて価格情報交換など実施した。

②経緯

2016年5月25日：パナソニックインドがリニエンシー申請

2016年6月22日：委員会は事務局長に調査及び報告書作成指示。

2016年8月23日：立入検査実施

2016年8月26日：Eveready がリニエンシー申請

2016年9月13日：Indo National がリニエンシー申請

2017年11月28日：事務局長は報告書提出。

2018年4月15日：委員会決定

③決定内容

対象事業者及び事業者団体	減額措置	制裁金 (ルピー)	対象 従業員数	減額 措置	制裁金総額 (ルピー)
パナソニック	100%	なし	6名	100%	なし
Eveready	30%	1,715,500,000	6名	30%	3,817,417
Indo National	20%	422,560,000	8名	20%	2,957,368
Association of Indian Dry Cell Manufacturers	なし	185,450	4名	なし	1,608,834
合計		2,138,245,450			8,383,619

(4) セメントカルテル事件 (Case No. 29 of 2010、RTPE No.52 of 2006)

①事実関係

インドセメント事業者団体を通じてセメント 11 社が情報交換を行い、生産量調整、価格調整を行った

②経緯

2010年5月19日&6月24日：委員会は事務局長に調査及び報告書作成指示。

2011年5月31日：事務局長は報告書提出。

2012年6月20日&7月30日：委員会決定（証拠不足の指摘から再調査）

2016年8月31日：委員会再決定

③決定内容

- ・制裁金算出は違反期間利益合計額の 50%が相当である。
- ・セメントは建設及び社会資本整備に不可欠である。
- ・セメントカルテルは消費者のみならずインド経済発展に対して悪影響を及ぼす。

対象事業者及び事業者団体	制裁金 (ルピー)
ACC	11,475,900,000
ACL	11,639,100,000
Binani	1,673,200,000
Century	2,740,200,000
India Cements	1,874,800,000
J K Cements	1,285,400,000
Lafarge	4,900,100,000
Ramco	2,586,300,000
Ultra Tech	11,754,900,000
Jaiprakash Associated Ltd.	13,236,000,000
Shree Cement Ltd	3,975,100,000
Cement Manufactures Association (CMA)	7,300,000
合計	67,148,300,000

以上